○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四六）　九四
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四七）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四八）
○中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四九）
○中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五〇）
○中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五一）
○働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準及び勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部を改正する告示（同一五二）　九五
○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件（同一五三）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（同一五四）　一〇一
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一五五）　一〇四
○雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一五六）
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一五七）　一〇五
○厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件（同一五八）　一〇八
○厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する告示（同一五九）　一〇九
○救急救命士法第三十四条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部を改正する告示（同一六〇）　一一〇
○地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（同一六一）　一一五
○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率（同一六二）　一一六
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一六三）　一一九
○基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（同一六四）　一二二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同一六五）　一二三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同一六六）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ⑴の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同一六七）
○介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件（同一六八）　一二三
○医療機器等総括製造販売責任者の基準に関し、又は医療機器責任技術者の資格を有する者として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第四号等に掲げる、厚生労働大臣が同項第一号等に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者（同一六九）　一二六
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件（同一七〇）　一二八
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（厚生労働・経済産業・環境一）　一二九
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき、次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消した件（同二）　一三七
○農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の規定に基づき、同条第一項各号のいずれにも該当する市町村を公告する件（農林水産六六六）　一四〇
○昭和三十二年農林省告示第百二十九号等の一部を改正する告示（同六六七）
○農産物規格規程の一部を改正する件（同六六八）　一四一
○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件（同六六九）　一五一
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（同六七〇）　一五三

（以下次のページへ続く）